

多治見市浸水対策実行計画 事業遅延理由対策一覧表

資料 4

No.	施策名称	進捗状況	遅延理由	対策	摘要
河-2	都市計画と河川施設との調和	予定より遅れている	堤防整備の具体案が示されていないため	平成26年度に具体的な計画が示された時点で調整を図っていく	
河-4	脇之島川の合流処理	予定より遅れている	擁壁工の設計変更が必要となったため	早急に設計変更を行い、H26年度に道路切り回しを完了する	
抑-6	開発に伴う流出抑制施設設置基準の見直し	予定より遅れている	これまで、開発面積が1ha以上の大規模開発に対して、原則として調整池を設置するという県の基準を準用してきたが、3,000㎡以上の開発に対し、下流河川の狭小部の調査を義務づけ、必要な場合に調整池を設けるよう、市指導要綱を改正した。3,000㎡以下については土地開発指導要綱と別の基準の作成が必要となり、雨水流出抑制施設設置に関して調整に時間を要した。	開発行為に伴って雨水流出施設を設置することについては、道路河川課や下水道課とも協議し、対象区域と対象事業者、設置する場合の施設の容量や構造について検討し、基準の案を作成する。	
抑-9	土砂流出抑制	予定より遅れている	土地が個人所有のため対策の再検討が必要である	砂防事業、治山事業として各種対策を行えるよう関係機関と協議を行う	
軽-8	防災情報の拡充	予定より遅れている	危険度を図る指標が設定できない地区における避難勧告等の基準の設定について、研究を行ってきたため。 また、浸水に伴い、域外へ避難できなくなる地区に対する基準設定については、避難所の設定や情報伝達方法なども含めて、検討を行っているところ。	雨量や水位などの事象のほか、通報数を指標として扱うことができる可能性が明らかになったことを受け、危険度を推定する指標の検討を行うこととする。 避難勧告発令時の広報文面などをあらかじめ設定するほか、市民への周知も機会を捉えて行うようにする。	
軽-9	防災情報の拡充	予定より遅れている	危険度を図る指標が設定できない地区における避難勧告等の基準の設定について、研究を行ってきたため。	雨量や水位などの事象のほか、通報数を指標として扱うことができる見込みがついたことから、マニュアル作成に合わせ、必要な情報についての検討を進める予定。	
軽-13	浸水地域での安全な建築誘導	予定より遅れている	市街化区域における災害対策のための建築規制誘導策の事例について調査が進まず内部で検討出来なかった。	市街化区域における災害対策のための建築規制誘導策の他市の事例について調査が出来次第、内部で検討を行う。	

No.	施策名称	進捗状況	遅延理由	対策	摘要
軽-16	応援要請	予定より遅れている	浸水に伴う人的被害の軽減についての検討を先行したことから、予定よりも遅れているもの。	ボランティアセンターの開設についての判断は社会福祉協議会が行うことになるため、そのための情報提供についての協議を行う予定。	